

2014年度最低賃金 全国平均16円プラス 東京は19円 時給1000円程遠く、物価上昇にも追いつかず

全国平均16円引き上げ 780円に

7月29日 厚生労働相の諮問機関、中央最低賃金審議会が「目安」額を全国平均で16円引き上げるとしました。二桁の増加は三年連続になり、増加幅は前年度実績15円を上回りました。しかし、政府が4年前に閣議決定した成長戦略で「早期に全国最低八百円、二〇年までに全国平均千円」からも、達成には程遠いものになっています。「目安通り」なら全国平均の最賃は現行の2.1%しか上がらないことになります。4月からの消費税増税分さえ下回ることになります。消費者物価は4月以降、前年同月より3%超の上昇ですので、実質賃金の目減りも穴埋めできません。



東京地方最低賃金審議会は8月5日、現行の869円に19円プラスして「時間額888円」とする答申を提出しました。「時間額888円」では、年間1800時間フルに働いても160万円足らずで、貧困ラインと言われる「年収200万円」にも遠く及びません。今、労働者の約4割が非正規の労働者です。この賃金で家計を支える人も少なくありません。貧困から抜け出すためにも、政労使で合意している平均時給1000円以上への速やかな引き上げが切実な声です。同時に、「改定」される時間額のすみやかな実施を求めていく必要があります。

2014年度地域別最低賃金の引き上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	15円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	14円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	13円
全国平均		16円

東京19円引き上げ 888円に

4月～6月の国内総生産は大幅減 個人消費の下落最悪

8月13日、内閣府は発表した4～6月の国内

総生産(GDP)速報値は年率換算で6.8%減の大幅な落ち込みとなりました。特に個人消費は、比較可能な1994年以来20年間で最大の落ち込みとなりました。1997年の消費税増税(3%から5%)と比べても、GDP成長率は97年の3.5%減で、その落ち込みはまさに急落です。大和総研のアナリストは「消費税増税は所得が減るのと同じで、長期的に消費が冷え込む」「消費税増税は今後もしわじわ効いていく。そうならないためには賃金アップが重要だ」と指摘しています。

【各支部の大会が開かれました】

期待に応えるユニオンの力を、組合員の運動広げ

ユニオン千代田第8回大会

7月5日、神保町区民館にて、組合員・来賓等18人の参加で開催。渡辺委員長は「期待に応えるユニオンの力をつけていきたい。そのためにも組合員の運動参加を広げていきます」とのべ、来賓はCU東京平山副委員長があいさつ、香取書記長の提案、予算、役員を選出を行いました。終了後は事務所で懇親会が開催された。大会で選出された役員は、委員長渡辺憲章、書記長香取義和、執行委員宮下景子、鈴木明彦、鈴木真理、会計監査杉山文一、眞鍋泰治のみなさんです。

更なる飛躍が感じられた(本部・支部)大会

CU東京文京支部第5回大会

CU東京文京支部大会7月12日、CU東京本部大会6月26日に参加して

遠藤弘幸さん談

この大会で明らかになったことは、支部は、この1年で組合員数が60人に、本部は600人弱

まで増えたことです。この理由は、やはり労働相談の件数が増え、それを通して加入された方が多かったことです。相談内容も不当な解雇、セクハラ・パワハラなどであり、今の日本では、労働者がいかにひどい仕打ちを受けているか、目の当たりにする内容でした。

そして、これからの1年は、書記長の山田さんを中心とした相談体制を一層充実させる必要があると思いました。それには、本部大会で明らかになったことですが、組合のOBの方に化に有してもらい、支援をお願いすることも大事だと思いました。また支部大会で発言された組合員の方が、この組合に入ったことで、会社に対して気持ちを強く持って、しっかりと交渉に臨めたと発言されたことも印象的でした。

相談、交渉、宣伝など体制強化で早期に50人支部の実現

CUみなと第5回大会

7月12日、東京土建みなと会館にて、組合員・来賓14人の参加で開催しました。鈴木委員長、CU東京平山副委員長があいさつ。高橋書記長より経過・方針、決算・予算の提案があり「相談、交渉、宣伝など体制強化で早期に50人支部の実現」などを確認。大会で選出された役員は、委員長池田孝治、副委員長青木一夫、川崎悟、書記長高橋孝、執行委員小川、柳井、山口、植松、染谷、福武の6人、顧問に前委員長の鈴木功さんを選出しました。



前大会より6人増で迎え、これを倍加させ、50人を目指す組織に

CU品川支部第5回大会

CU品川支部は、7月12日に第5回大会を品川労協会議室で行い、10人が出席



七夕宣伝 船津委員長先頭に

しました。大会では、品川労協の柴山事務局長から「労協としても援助、協力していく」との来賓挨拶を受け議事に入り、経過・方針では、年間の労働相談が20件あり、3分の1の人が組合に加入してきていること。前大会より6人増えているが、これを倍加させ、50人を目指す組織にしよう決めました。同時に、区内のJR、東急、京急の各駅の駅頭宣伝を定期的に行うこと、組合員の交流行事で、11月に高尾山ハイキングを行うことを決めました。

役員に船津委員長、佐藤書記長、南・野中執行委員・池野会計監査が再任され、年度途中でも執行委員の補充をするも決めました。、団結ガンバロウで終了しました。終了後、同じ場所で懇親会を行い、お互いの状況や、どう組合員を増やすのかなど大いに語りました。裁判で闘う組合員や、外資系で今、団交で闘っている女性の組合員もおり、組合の大会は初めてで新鮮と話していました。

団交拒否の「逸九」に対し、都労委勝利命令

CU文京支部書記長 山田三平さん記
東京都労働委員会は、7月23日(株)逸九が

「労組法上の労働者ではない」とし、団交拒否に対して、組合の申し立てを全面的に認め、団体交渉に応じること及びポストノーティス(謝罪文の掲示)を命じる救済命令を発しました。

この労働委員会の認定は、委任契約や請負契約を偽装して労働者を見かけ上は個人事業主として働かせる脱法行為が横行している中において、労働者性の判断にあたっては契約書の形式や当事者の認識にとらわれることなく、客観的事実から、団体交渉による保護を及ぼす必要性と相当性があるかを検討するものであることを明示した意味は大きい。

CU文京支部は、かけこみで相談に来る労働者が後を絶たないが、その中の少なくない者が飲食店や美容室、マッサージ業などのサービス業に従事しており、本件のように、会社から業務委託契約等、労働契約ではない形式の契約書を押し付けられたり、いつの間にか個人請負の形に切り替えられたりして雇用保険や社会保険にも加入させてもらえないケースが目についている。これに対し、労働組合に結集して団体交渉で待遇の改善をはかることが有効であるが、本件のように労働者ではないとして団体交渉を拒否する経営者が後を絶たない。

本命令は、脱法を試みる経営者に対して警告を發し、労働契約ではないから何もできないのではないかと誤解している労働者に希望を与えるものとなっています。

何よりも「働く者」がより広い範囲で労働組合に結集し、対等の交渉力を得ることで権利の擁護と要求の前進を計るといったたかいに、大きな励ましを与えています。



《Q&A》

連載

労働組合がなぜ必要か
No.1

1、ブラック企業が跋扈する社会は、労働組合が出番に

現代の労使関係は、非正規雇用の増大（90年代の10%から、10年代40%へ）のなかで、若者が、「短期に消費する使い捨て」の対象になり、パワハラ、長時間労働、サービス残業など、過酷労働と慢性的疾患が広がる「労働者を使い捨てる」ブラック企業が跋扈し、「無法な労働の強要」が広がる社会となっています。

この解決はすべての労働組合の喫緊の課題です。さらに、この背景には「新自由主義政策が雇用関係（規制緩和）にまで浸透する」なかで、「正常な労使関係」が破壊され、職場の問題が労働者一人では解決困難な時代になったことです。

問題を解決して「正常な労使関係」を回復するには、「労働組合の出番の時代」ともいえます。そこで、



「職場の相談」の最前線にいる労働組合、CU東京の活動家が、なぜ労働組合が必要か、現代社会の中でその役割を改めて考えてみることで、労働者一人一人の「職場の悩み」の解決とともに、重要になっています。

2、「人権抑圧や無法な労働の強要」との対決には、「労働基本権」が行使できる「労働組合」の加入が必要に

ブラック企業に限らず「労使関係の問題」には、過酷労働、残業代不払い、不当な首切りなどの「人権の侵害や抑圧」の問題が多く含まれます。憲法の基本的人権（第3章に列記された権利）は国家に向けられた権利ですが、憲法28条の「労働三権」は労使間、「私人間」に適用される権利です。ここに「労使関係」の問題解決には、「労働組合」の活用が重要になる根拠があります。



憲法、労働組合法では、労働者の権利と生活改善（賃上げ、時短）のための要求と運動の方法が「公認」されています。憲法28条には労働基本権（勤労者の団結権、団体交渉権、団体行動権）が明記され、この具体化が労働組合法に定められています。労働者は、「労働組合を結成または加入」して「使用者・会社」との対等な交渉などを行います。憲法や法律に基づく労働組合の行動は、企業側の「拒否や妨害」を認めません。お互いの合意は「労働協約」として法的拘束力のあるものとなります。この当事者が労働組合となります。

「労使間」の問題は、労働者一人では「私人間の争い」となり「交渉」は多くの困難に直面します、また対等な関係とはなりません。しかし、労働組合に加入（結成）することで、団体交渉、ストライキなどの「労働基本権」を獲得し、対等な話し合いが可能になります。

CU東京副委員長 平山和雄

※日本国憲法

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利は、これを保障する

★このシリーズは、なぜ労働組合が必要か「経験と理論」を結集していくことにします。